乳幼児おむつ用ごみ袋支給

少子化対策として保護者の経済的負担の軽減を図るため、紙おむつ排出用の指定有料ごみ袋を支給しています。

令和７年度分は、令和８年３月31日(火)までに申請してください。

対　象　令和４年４月以降に生まれたお子さんで、令和７年度分を未受給のかた

支　給　１人につき可燃ごみ袋を５枚／月(年間60枚まで)

持参品　紙おむつ用ごみ袋支給カード(ピンク色)

申込み　健康こども課(⑤番窓口)　☎62-1288

ふれあいプール・ホットからのお知らせ

ふれあいプール・ホットは12月で運営を終了します。長きにわたり、たくさんの町民のかたにご利用いただきありがとうございました。

半年利用券保持者の利用残月分を還付します

運営を終了するにあたり、利用残月分を本人口座への振込にて還付させていただきます。

該当するかたには、還付書類をお渡ししますので、必要事項をご記入いただき、プールにご提出ください。

請求期間

12月13日(土)～27日(土)プールに提出
令和８年１月５日(月)～30日(金)教育委員会に提出

還付期間

12月下旬～令和８年２月末

秩父市温水プール利用補助の申請

令和８年１月からは教育委員会で手続きを行います。

問合せ　ふれあいプール・ホット　☎62-5330

重度心身障害者医療費助成制度の助成対象が拡大します

重度心身障害者医療費助成制度とは、一定以上の等級の障がいを抱えるかたに対して医療機関を受診する際の医療費の助成を行う制度です。

令和８年１月から、重度心身障害者医療費助成制度の対象が、精神障害者保健福祉手帳２級をお持ちのかたまで拡大します。

助成内容

自立支援医療(精神通院医療)を利用して受診した際の自己負担額を助成します。入院費や通常の内科、外科などの受診の際の通院費や調剤費用は助成対象外となりますのでご注意ください。

申請方法

新たに助成制度の対象となるかたには、11月中旬頃から通知を送付します。通知をご確認のうえ、下記窓口へ申請してください。

※身体障害者手帳・療育手帳所持者の助成範囲については変更ありません。

問合せ　福祉課(④番窓口)　☎62-1233

農地の無断転用は農地法違反です

農地を農地以外にする場合は、原則として農地転用の許可を受けなければなりません。

許可を受けずに無断で農地を転用することや、転用許可に係る事業計画どおりに転用しないことは農地法違反です。違反した場合、工事の中止・原状回復などの命令や、 罰則の適用がなされる場合があります。

個人　3年以下の懲役または300万円以下の罰金
法人　1億円以下の罰金

また、田から畑に形状を変えるなど農地造成を行う場合も許可申請または届出が必要です。

農地転用の申請などについて質問がありましたら、農業委員会に相談ください。

農林水産省ホームページ

問合せ　農業委員会(産業観光課⑧番窓口)
☎62-1462